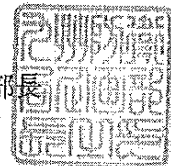


九防企地第7133号
28.8.25

佐賀県政策部長 殿

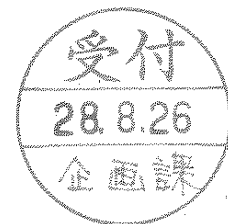
九州防衛局企画部長



佐賀空港における自衛隊機配備等に関する説明内容等についての質問（4回目）
について（回答）

企第237号（平成28年7月14日）により照会された標記について、別紙のとおり
回答します。

なお、一部回答していない質問については、後日回答します。



添付書類：別紙

佐賀空港における自衛隊機配備等に関する説明内容等についての質問（４回目）

（平成２８年７月１４日付け質問に対する回答）

問８、９関連今回質問 日米地位協定第２条４項（b）に基づき、国以外の者が所有する施設を米軍と共同使用を行っている例があればお示しいただきたい。

また、その施設の米軍への提供に当たって、所有者とどのような手続き（賃貸借契約や使用許可等）が行われているのかについても併せてお示しください。

- １．日米地位協定第２条４（b）に基づき、国以外の者が所有し使用している施設を日米が共同で使用する施設・区域として米側に提供している事例としては、佐世保ドライ・ドック地区の一部として提供している佐世保重工業株式会社所有の第３ドックの事例があります。**
- ２．同施設の米側への提供に当たっては、同社、米軍及び国の間で米軍の使用時における経費負担等を定めた協定を締結しています。**

問 11 関連今回質問 1 佐賀県議会において、格納庫に関する議員からの質問に対して、辰己審議官は、「格納庫には 20 機から 30 機程度を収容し、残りの機体については、駐機場に配置する」と答弁され、また、久澤施設計画課長は、「駐機場で配置するという考え方は、他の基地も共通」と答弁されました。

では、木更津駐屯地や目達原駐屯地など、他の駐屯地の事例（状況）をお示しくください。

- 1 各駐屯地の駐機場については、航空機が一定数駐機できる面積を確保しています。**
- 2. ただし、個別の駐屯地・基地等に所在する航空機の機体数に対する格納庫に収容可能である具体的な機体数の割合等については、部隊や装備品の具体的な内容を推察されるおそれがあり、ひいては、国の安全に影響を及ぼすおそれがありますので、具体的なデータをお示しすることは差し控えます。**
- 3. なお、木更津駐屯地については、約 70 機の航空機が配備されており、格納庫の面積の合計は約 50,000 m²です。**

問 11 関連今回質問 2 佐賀県議会において、議員から「弾薬庫と保安用地との距離」についての質問があり、久澤施設計画課長は、「弾薬庫・燃料タンクと保安用地との離隔距離は法令で決まっている」との 答弁をされましたが、その法令に基づく距離の計算方法及び今回の距離をお示してください。

1. 弾薬庫及び燃料タンクの保安距離は火薬類取締法施行規則第 23 条及び危険物の規制に関する政令第 11 条にそれぞれ規定されており、貯蔵火薬類の数量、危険物の引火点等に応じて保安距離が決まります。
2. しかし、お尋ねの弾薬庫・燃料タンクと保安用地との離隔距離を明らかにすると、佐賀空港への保管を念頭に置いている弾薬や燃料の具体的な数量、ひいては自衛隊の能力が推察されることになるため、お答えは差し控えます。

問 11 関連今回質問3 佐賀県議会において、議員から「施設配置図で描かれている駐車場の台数と隊員数との関係性」についての質問があり、久澤施設計画課長は、「関係性については、今手元に資料がない」旨の答弁をされました。県議会に報告される内容については、県にもお示しください。

一般に駐車場の台数は、部隊要望等を踏まえ、基本検討業務や実施設計を行う中で計画をしていますが、現時点で約250台を想定して配置しております。

問 11 関連今回質問 4 今回、施設の位置及び施設配置案が示されましたが、例えば、全体的に施設を西側に移動させるなど施設配置の場所を変更することは可能でしょうか。

1. 防衛省としては、佐賀空港へのオスプレイの配備に係る施設整備を検討するに当たって、佐賀空港の西側に部隊運用に必要な施設を配備することを念頭に、部隊の効率的な運用や維持管理に資するように、適切な施設配置、動線の簡略化などの検討を行い、現在の施設配置案を策定したところであり、現時点で駐屯地を西側に移動させる合理的な理由はないと考えています。
2. しかしながら当省としては、詳細な施設計画の検討の中で、地元からの様々なご意見にもよく耳を傾けることは重要であると考えておりますので、合理的な理由があれば検討することとなります。

問 12 関連今回質問 平成 28 年 3 月 8 日付け回答において「保安用地においては開発行為を行う考えはない」とのことですが、今回の事業と同一目的での造成事業が他にある場合、当該面積についても環境影響評価制度の対象事業になるかどうかの事業規模の判断の際に、駐屯地本体の造成面積に加えて算定する場合があります。現時点でお示しいただくことは難しいとは思いますが、例えば、保安用地の外周へのフェンス等の設置や法面造成（緑化など）の場合も全体の造成面積に加えることとなりますのでご留意ください。

ご指摘については、貴重なご意見として受け止め、よく留意させていただきます。

問 28 関連今回質問 1 佐賀県議会において、議員から、演習場等への飛行経路について、一定の条件のもとの例示ということを示すことは可能かという問いに対して、辰己審議官が、「一定の条件で、かつイメージとしてというようなことであれば、我々もよく検討してみたいと思っております」と答弁をされましたので、一定の条件のもとで、またイメージということでも結構ですので、主要な目的地への飛行ルートをお示してください。

1. 自衛隊機が佐賀空港から下記演習場に向かう飛行経路を想定した場合、

- ①日出生台演習場へは、例えば、空港離陸後、筑後川を北上して幹線道路に沿って進路を変え、八女 I C から高速道路沿いに北上し、久留米 I C から筑後川沿いを東に向かい、市街地を迂回するような飛行をして目的地に向かうパターン
 - ②大矢野原演習場へは、例えば、空港離陸後、有明海から幹線道路に沿って進路を変え、南関 I C から高速道路沿いに南下し、御船 I C を経由し、市街地を迂回するような飛行をして目的地に向かうパターン
 - ③霧島演習場へは、例えば、有明海を海岸沿いに南下し、八代 I C に向かい、高速道路に沿って進路を変え、えびの I C を経由し、市街地を迂回するような飛行をして目的地に向かうパターン
 - ④大野原演習場へは、例えば、空港離陸後、有明海から鹿島の海岸沿いの新浜大橋に直線に向かい、市街地を迂回するような飛行をして目的地に向かうパターン
- といった飛行ルートが考えられます。

2. ただし、実際の飛行経路は、その時々のお気象や周辺の状況等を踏まえパイロットが最も適切としたルートを選ぶこととなるため、予め確定したルートをお示しすることは困難であることをご理解ください。

問 28 関連今回質問 2 佐賀県議会において、議員から、自衛隊オスプレイと、相浦駐屯地に配置される水陸機動団との連携内容については具体的な情報が示されていない、という意見に対して、辰己審議官が、「可能な限り説明してまいりたい」と答弁をされましたので、連携の内容について、具体的に説明してください。

1. 水陸機動団は、島嶼部への上陸、奪還、確保を目的とした専門部隊であり、有事の際に、これらの部隊を迅速に輸送するためには、オスプレイを相浦駐屯地の近傍に配備する必要があることはこれまでご説明しているとおります。
2. 同部隊とオスプレイの連携に際しては、その時々や周辺の状況等を踏まえパイロットが最も適切としたルートを選ぶこととなるため、予め確定したルートをお示しすることは困難ですが、相浦駐屯地へは、例えば、空港離陸後、有明海から西方向に飛行し、武雄 JCT から西九州自動車道に沿って、相浦駐屯地を經由し、部隊を搭乗させて目的地に向かう事例が想定されます。

問 40 関連今回質問 1 造成工事の際の地盤改良には複数の工法があり、工法によっては地表から流出する排水のみでなく地下水から海への流出も考えられますが、どのような対策を取られるのかお示してください。なお、佐賀空港建設時には施工に時間はかかるが地下水に影響がない工法をとっています。

更に、海苔の漁期の際には、コンクリートやアスファルトの施工など特に配慮が必要と考えていますが、防衛省の見解をお示してください。

1. 造成工事の際の地盤改良の工法については、排水が地下水から海へ流出しない工法を選定し、十分な対策をとって参りたいと考えており、今後、基本検討業務及び実施設計を行う中で複数ある工法の中から、佐賀空港建設時に県が採用した工法等を参考にしながら、十分な対策が実施できる工法を具体的に検討し、選定して参ります。
2. さらに、漁期における海苔養殖には、コンクリートやアスファルトの施工など特に配慮が必要と考えており、今後実施する基本検討業務等の中で、佐賀空港建設時に県が採用した工法等を参考にしながら、漁期における海苔養殖に配慮した施工計画について検討して参ります。
3. いずれにせよ、防衛省としては、佐賀県や佐賀市など関係自治体とよく調整しつつ適切な措置を講じていく考えです。

問 40 関連今回質問 2 平成 28 年 2 月 16 日付けの回答では、「施設設置後についても、調整池を設置するなどして、駐屯地からの大量の雨水が海に流入しないよう適切な措置を講じる」と回答されています。今回示された施設配置案には調整池は示されていませんが、防衛省の見解をお示してください。

- 1. 調整池の設置場所については、今後、基本検討業務及び実施設計を行う中で、具体的な設計内容等をもとに検討を行い、確定して参ります。**
- 2. いずれにせよ、防衛省としては、佐賀県や佐賀市など関係自治体とよく調整しつつ適切な措置を講じていく考えです。**

問 41 関連今回質問 佐賀県議会において、議員から、騒音による家畜への影響について、音の大きさだけが問題として取り上げられているが、肉用牛、酪農、養豚、養鶏の畜産農家の方々からは、周波数も大きな問題の一つであり、その環境変化によって家畜の生育や品質に影響が出るのではないかと心配する声がある、との意見がありましたので、周波数の及ぼす影響についてご説明ください。

1. ご指摘の「周波数」とは、航空機による低周波音の周辺への影響についてのお尋ねであると理解していますが、低周波音については、環境省による環境基準が定められておらず、特に航空機からの低周波音による影響については、調査研究の過程にあり、個人差や建物の状態による差が大きく、未知の部分もあると承知しています。
2. また、低周波音も含め、航空機騒音が牛、豚、鶏の生育や品質に及ぼす影響については、関連する論文等の有無も含め、防衛省として承知しておりません。
3. その上で申し上げます、オスプレイやヘリコプターの飛行により発生する騒音の主要周波数帯は、一般にジェット機よりも低くなっておりますが、先般御提示した佐賀空港周辺における予測コンターは、オスプレイ等の飛行による騒音影響を示したものであり、当該予測コンターと同空港周辺に所在する畜産農家の場所には相当の距離があります。
また、自衛隊機は、佐賀空港の場周経路外において高度 500 m 以上で飛行して地上の動植物から相当の距離を確保することとしています。
4. 更に、これまで全国の自衛隊基地周辺において、自衛隊機の低周波音が動植物の生育や品質に影響を与えたとの事実は確認されていません。
5. こういった状況を踏まえると、低周波音を含む航空機騒音

が、同空港周辺の牛、豚、鶏の生育や品質に影響を与える影響は少ないものと思われませんが、万一にも、自衛隊機の運用が原因で、漁業や農業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、補償措置を講ずるなど適切に対応してまいります。

6. なお、前回御質問のあった低周波音に係る評価検討業務については、現時点において、最終的な結論には至っていない状況であり、今後まとめ次第、適切に公表してまいりたいと考えています。

追加質問 問 45 佐賀県議会において、議員からの佐賀空港における防災拠点としての意義及び実際の活用方法についての質問に対し、辰己審議官は「佐賀空港に自衛隊の航空部隊を配備することによって、実際に災害が起こったときには全国から自衛隊機を速やかに展開させて、佐賀空港をベースに災害対処活動ができるのではないかとというふうに考えております。そして、物資もここで積みかえ、固定翼から、例えばヘリコプターなどに積みかえて、各地の避難所や微集落へきめ細やかに輸送できる、そういったオペレーションができるのではないかと思います。また、自衛隊だけではなくて、ほかの警察や、消防やそういった機関ともよく連携をして、この自衛隊の駐屯地をそういった救援活動の拠点として使えるんじゃないかというふうに我々は思っています。」と答えられています。防衛省として防災拠点に資するための施設整備についての考えもお持ちでしょうか

- 1. 佐賀空港への自衛隊機の配備は、もっぱら厳しさを増す安全保障環境の変化に対応し、国民の生命、財産を守り抜くことを目的としたものですが、同時に大規模災害等における地域の安全・安心の確保にも大きな効果があると考えています。**
- 2. このため、防災拠点としての機能に資することのみを念頭においた施設の整備は予定しておりません。**

追加質問 問 46 佐賀県議会において、議員から、目達原駐屯地における 150 メートル以下の低空飛行の直近のデータを示していただきたいとの質問があり、川嶋九州防衛局長は、「改めまして提出をさせていただきます」との答弁をされました。県議会に報告される内容については、県にもお示しください。

平成 27 年度における低空飛行訓練の実績は以下のとおりです。

脊振： 103 回

筑肥： 29 回

大野原： 45 回

高良山： 5 回

追加質問 問 47 佐賀県議会において、議員から「目達原駐屯地のNエプロンとSエプロンの面積、そして各格納庫の面積をお示しいただきたい」との質問があり、川嶋九州防衛局長は、「今手元に関連資料がないことから、改めて対応する」との答弁をされました。県議会に報告される内容については、県にもお示しください。

1. 目達原駐屯地の駐機場の面積は、北側（Nエプロン）約4ha、南側（Sエプロン）約2haです。また、格納庫の面積は合計約30,000㎡です。
2. なお、防衛省としては、佐賀空港へのオスプレイの配備に係る施設整備を検討するに当たって、佐賀空港の西側に部隊運用に必要な施設を配備することを念頭に、部隊の効率的な運用や維持管理に資するように、適切な施設配置、動線の簡略化などの検討を行い、施設配置の範囲を決定したところであり、駐機場、格納庫を含め、将来的な施設規模の拡大は考えておりません。

追加質問 問 48 佐賀県議会において、議員から「現在目達原駐屯地に配備されている自衛隊機約 50 機について、年間何機程度が IRAN（アイラン）の整備を受けているのか。また、1 回当たりどれくらいの間、駐屯地を離れるのか」との質問があり、川嶋九州防衛局長は、「今手元に関連資料がないことから、改めて対応する」との答弁をされました。

県議会に報告される内容については、県にもお示しください。

1. 目達原駐屯地に配備されている自衛隊機は、定期機体整備（IRAN）のため、年間 8～10 機が、半年程度、民間企業の工場に搬入されて機体の分解検査や修理を行っています。
2. また、機種や個別の機体の使用状況、交換部品の製造状況等によっては、IRAN 整備の工期が延長されて、駐屯地を離れる期間が長期化して、駐屯地所在機数を更に押し下げる場合があります。

追加質問 問 49 佐賀県議会において、目達原駐屯地から佐賀空港に、ヘリ約 50 機と隊員 500～600 人が移駐した場合、地元町のまちづくりにも影響を及ぼすのではないかとこの声があります。ヘリ部隊等が、佐賀空港に移駐された場合、目達原駐屯地の施設規模と配置人員はどうかをお示してください。

1 目達原駐屯地のヘリコプターが移駐した場合、隊員も佐賀空港周辺に移転することになるため、現時点で同駐屯地の定員は 500～600 名程度減少すると想定しています。

ただし、九州補給処など後方支援機能を担う部隊については、引き続き同駐屯地に駐屯します。

2. なお、ヘリコプター部隊が移駐した後の目達原駐屯地の施設規模を含む利用の詳細については、現時点で結論を得ておらず、お答えできる段階にありません。

追加質問 問 50 6月3日に若宮副大臣から、駐屯地完成後の環境への配慮として、航空機の騒音や排水処理について、また、工事期間中の配慮事項として、濁水処理装置の設置や pH 処理、工事車両に係る交通安全等についての説明がありましたが、次の事項についてどのような環境への配慮を考えられているか、防衛省の見解をお示してください。

- ・造成工事による粉じん等の影響
- ・建設機械の稼働や資機材等の運搬に用いる車両の運行による窒素酸化物、粉じん、騒音、振動等による影響
- ・施設の共用に伴い使用する車両等による窒素酸化物による影響

- 1. 造成工事による粉じんの対策については、施工中における散水や仮囲いの設置、工事用道路出口におけるタイヤ洗浄などにより、粉じんの発生を抑え、飛散防止に努めていく考えです。**
- 2. また、建設機械については、低騒音、低振動、排出ガス対策型を使用し、周辺環境に影響が生じないように適切に措置してまいりたいと考えております。**
- 3. 施設の共用に伴い使用する車両等による窒素酸化物の影響については、自衛隊の駐屯地の車両の通行頻度を記録していないため、佐賀空港における自衛隊の車両の具体的な運行の頻度を算出することは困難ですが、これまで自衛隊車両の運行により生じる窒素酸化物が周辺の環境に影響を与えたとの事例はありません。**

追加質問 問 51 6月3日の若宮副大臣から提出された資料② p 3 左側中段の「環境基準を満たす水質に」は、「排水基準を満たす水質に」の誤りと思われるので、ご確認ください。

また、同資料③ p 5 表中の県条例の排水基準については、「六角川水域及び福所江水域以外の水域」に係る上乘せ排水基準が適用されますのでご確認ください。

防衛省としては、今後、基本検討業務や実施設計を行うに当たっては、排水基準なども含め、適用となる法令や条例等について佐賀県等とよく調整して進めていく考えです。

追加質問 問 52 佐賀空港周辺の農地では、水稻・麦・大豆の生産が盛んであり、光が花芽形成に影響する短日植物（水稻、大豆等）や長日植物（麦、いちご等）では、強い光が夜間に当たり続けると、収量や品質に影響を及ぼす場合が考えられます。今回の施設計画における夜間照明の配置状況と、どの程度の強さの光が周辺に届くのかをお示してください。

照明の配置や性能などを含め、具体的な施設計画は基本検討業務や実施設計を通じて決定することとなり、現時点でお示しすることは困難ですが、防衛省としては、周辺の環境に極力影響を及ぼさないよう配慮することは当然であると考えており、佐賀空港建設時の事例を拝聴しながら、ご指摘も踏まえて検討してまいります。

追加質問 問 53 佐賀空港周辺の水稲・麦・大豆へのオスプレイの風圧の影響（倒伏など）について、具体的な数値や根拠等を示し、説明をお願いします。

1. 数百メートル上空を飛行する回転翼機の下降気流を試算する一般的な計算モデルは確認されていないことからオスプレイの風圧による農作物への影響についてお答えすることは困難です。
2. 他方、自衛隊機に限らず高度 300m以上を飛行する回転翼機の下降気流による地表の農作物等への影響が問題となった事例は報告されていないことから、防衛省としては、オスプレイを含む自衛隊機の下降気流による水稲・麦・大豆の生育、品質への影響はないと考えています。
3. なお、V-22 オスプレイと同様に2つの回転翼を有するCH-47が多数運用されている木更津駐屯地において、その下降気流が周辺の地上の農作物の生産に影響を与えたことはこれまで一度もございません。

追加質問 問 54 施設造成に伴う周辺の農地の排水への影響に対する懸念について、防衛省の見解をお示してください。

周辺農地の排水については、施設整備に先立ち、佐賀県等と調整の上、排水路を付け替えるなど周辺の農地の排水に影響が生じないように措置してまいります。

追加質問 問 55 佐賀空港北側の農地では、制限高度未満で無人ヘリによる農薬散布が行われていますが、自衛隊が佐賀空港を使用することになった場合、自衛隊機の離着陸時の電波障害の可能性などの理由により、今以上に無人ヘリの侵入制限区域が広がる可能性があるのか。その場合、営農に支障をきたすことが考えられるが、防衛省の見解をお示してください。

1. 農薬散布用無人ヘリの仕様や運用の態様等が定かではないため、自衛隊機の離着陸時の電波障害の可能性についてお答えすることは困難です。
2. したがって、電波障害の可能性などの理由による無人ヘリの侵入制限区域の取り扱いがどのような態様になるのかを現段階で明確にお答えすることはできませんが、いずれにいたしましても、自衛隊の佐賀空港使用に際しては、飛行の安全を確保するとともに周辺の営農環境にも十分配慮し、適切に対応してまいります。

追加質問 問 56 ラムサール条約湿地に登録されている東よか干潟は、国内有数の水鳥類の中継地・越冬地と言われていますが、佐賀空港を自衛隊機が使用するとなった場合、その騒音等により、水鳥類が飛来しなくなるなどの影響があるのではないかと心配する声もあります。このことについての防衛省の見解をお示しく下さい。

1. 防衛省では、佐賀空港の利用に当たっては、空港の南側（海側）の場周経路を飛行させることを基本としており、東よか干潟の上空を飛行することは想定していません。
2. 仮に自衛隊機の飛行経路上に鳥の群れが確認されたとしても、パイロットは安全上の観点から、バード・ストライクを避ける措置を講じることが一般的です。
3. なお、佐賀空港では、現に自衛隊機と同等の騒音を生じる民航機が飛行している中で鳥類が飛来している実態を踏まえると、鳥類が飛来する干潟と駐屯地の共存は十分可能であると考えています。